〜国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者の皆さまへ〜

限度額適用・標準負担額減額認定証 限度額適用認定証」 の 更新 に関するお知らせ (減額認定証)」 および

保険および後期高齢者医療の減現在交付されている国民健康 7月31日までとなっています。 額認定証の有効期限は令和4年

令和4年8月以降も認定が可能な方 らに減額になる場合があります。 申請をすることで申請日から食事代がさ 更新のため手続きの必要はありません) でに新しい認定証を郵送します。 年8月以降も該当する方は、7月31日ま 数合計が91日以上の場合は、長期該当の 該当する方で、過去12カ月以内の入院日 なお、現在「区分Ⅱ」の減額認定証に 認定証をお持ちの方で、令和4 (自動

更新・申請手続き等

■申請場所

と「申請書」を送付していますので、

6月下旬に「申請のお知らせ_

限度額適用認定証をお持ちの方 国民健康保険の減額認定証

までに更新の手続きを行ってくださ 引き続き必要な方は、8月31日(水)

(認定証は申請を行った月の初日

健康増進課、各総合支所・各出張所

一申請に必要なもの

認書類 はマイナンバーのわかる書類と本人確 保険証/マイナンバーカード、また

月が生じることになります)

なお、現在「区分オ」または「区分Ⅱ」

降に申請をされますと、認定されない から有効となりますので、9月1日以

※同一世帯内に住民税の申告がまだお が確認できる書類(病院の領収書など) 院日数合計が91日以上の場合、入院日数 定証に該当する方で過去12カ月以内の入 現在、「区分オ」、「区分Ⅱ」の減額認 済みでない方がいらっしゃる場合

岩国年金事務所

さらに減額になる場合があります。

の申請をすることで申請日から食事代が 日数合計が91日以上の場合は、長期該当 に該当する方で、過去12カ月以内の入院

> 限度額適用認定証をお持ちの方 後期高齢者医療の減額認定証 お願いします。 (未申告の状態)、本来の負担区分判

後期高齢者医療保険料の減免について

より、 があります。詳しくはご相談ください。 後期高齢者医療保険料が減免される場合 入等が一定程度下がるなどした世帯は 新型コロナウイルス感染症の影響に 世帯の主たる生計維持者の事業収

ることが見込まれる場合は、 年金保険料の免除などの適用相当にな より、収入源となる事業の廃止や売り 措置として免除の申請を行うことがで 上げの減少などが生じて、所得が国民 国民年金保険料の減免について 新型コロナウイルス感染症の影響に

きます。詳しくはご相談ください

健康増進課 医療保険班

80820 (73) 5502

一問い合わせ

窓口でまず申告をしていただくよう 際は、各総合支所または各出張所の 定ができないことがあります。

て安心!

あなたの書いた遺言書を法務局でお預かりします!

法務局で保管することにより、遺言者本人の死亡後相続人等に発見されないことや改ざんなどを防ぐこと ができ、裁判所の検認も不要となります。

また、遺言者があらかじめ希望している場合、 遺言者の死亡後、遺言者が指定した方1人に対し、遺言書 が保管されている旨の通知が届きます。

手続きの方法や必要書類など、 詳しくは法務省ホ ームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/ minji03_00051.html) をご覧ください。

> ☎ 0827 (43) 1125 山口地方法務局岩国支局 音声ガイダンス「4」